

至誠ホームコミホームヘルプステーション (訪問介護) 重要事項説明書

1 事業の目的

指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護職員初任者研修等の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

2 運営の方針

訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

また、事業所の訪問介護員等は、要介護の利用者に対し、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立な援助を行い、関係区市町村、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 至誠ホームコミホームヘルプステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠ホームコミホームヘルプステーション
所在地	東京都立川市柴崎町3-18-18
介護保険指定番号	訪問介護：1373001245
サービス提供地域	立川市、日野市、国立市、昭島市

※上記地域以外の方でもご相談ください。

(2) 事業所の職員体制 令和6年4月1日現在

	資格	員数
管理者	介護福祉士	1
サービス提供責任者	介護福祉士	3名以上
訪問介護員	介護福祉士など	10名以上

(3) サービス提供時間

	通常時間帯 8:00~18:00	早 朝 7:00~8:00	夜 間 18:00~21:00	深 夜 22:00~6:00	備 考
月~土	○	○	○	×	
日・祝	×	×	×	×	

※ 時間帯により料金が異なります。

※ ×印のサービスの提供時間帯のご利用についてはご相談に応じます。

(4) その他の休業日

12月31日から1月3日までは休業とさせていただきます。

4 サービス内容と料金

サービス開始前に利用者の方やご家族、ケアマネジャー等とよく話し合い内容を決定します。「ケアの三原則（自己決定・能力の活用・生活の継続性）」を守り、利用者の自立した生活の実現に向け援助するとともに、早期に信頼関係を作れるように努力いたします。

(1) 介護保険のサービスの内容

①食事介助

食事はできるだけ離床して行なうようにするとともに、介護用品等の利用によりご自分で食事ができるようにケアします。また利用者とのコミュニケーションを取りながら、その人のペースで食事ができるように行い、楽しい雰囲気づくりにも心がけます。

②入浴介助

安全に留意し、心身に過度の負担をかけないようにするとともに、利用者のペースを尊重し、楽しい入浴となるように努めます。体調のすぐれない日や体調の変化があったときは、入浴を中止し、家族や医師の指示を仰ぐなど適切に対処します。

③清拭

心身に過度の負担をかけないように短時間で終了させます。必要に応じ、部分浴と組み合わせで行ないます。

④排泄介助

できるだけトイレを利用するよう援助しますが、それでも無理な場合は、すぐにおむつを使うのではなく、ポータブルトイレや便器・尿器等の利用を考えるなど、できる限り自立した排泄手段を考えて援助します。

⑤買物

利用者の希望や要望を尊重して行ないます。利用者が自分で選び楽しむ機会をもてるよう外出の援助も考えます。⑥調理利用者の身体状況、咀嚼力、嚥下力、消化力にあわせた調理方法、栄養バランス好み、味加減や経済性、継続性を総合的に考え、援助内容を組み立てます。利用者の食習慣を尊重しつつ、改善できる部分は利用者と話合っで行ないます。

⑦掃除・整理整頓

利用者の生活空間や掃除方法は、長年の生活習慣がありますので、必ず、利用者や家族の同

意を得てから行ないます。常に清潔を心がけ衛生面にも気をつけるとともに、作業は効率よく行ないます。

⑧洗濯

衣類の素材や量に応じた、適切な洗濯を行ないます。

⑨受診付添

医療機関への受診付添の他、処方された薬の受け取りを行ないます。

⑩機能訓練介助

理学療法士等の指導をもとにご自宅やその周辺で実施可能な軽度の機能訓練を行います。

⑪介護相談

広く生活全般に関わる相談に応じ、早期に問題を把握、発見し、専門的援助につなげるようにします。

⑫介護保険で利用できない事項

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

- ・同居等の家族により行うことが可能な生活援助
- ・ご家族のために行なう行為や、ご家族が行なうことが適当と判断できる行為
- ・訪問介護員（以下、「ヘルパー」という）が行なわなくても日常生活に支障がない行為
- ・日常的に行なわれる家事の範囲を越える行為

（例：正月や節句等の特別な手間のかかる調理、車輛の清掃、ペットの世話、家屋の修理、大掃除、ガラス拭き、床のワックス掛け、草むしり、花木の水やり、家具の移動や模様替え）

（2）利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、「介護保険負担割合証」により、自己負担する割合が、1割、2割または3割の負担となり、それぞれの利用料は重要事項説明書別紙のとおりです。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

（3）キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。

- ① ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合：無 料
- ② ①以外の場合：500円/回

なお、二人対応のケアがキャンセルの場合は、1000円/回になります。

また、ご利用者が入院等特別な状態になった場合は当日のキャンセルであっても料金の請求はいたしません。

5 サービスの申込方法

すでに契約している居宅介護支援事業所のケアマネジャーがいる場合は、当事業所と契約をする前にケアマネジャーとご相談ください。ケアマネジャーがいない場合は、直接お電話等でご相談ください。サービス提供責任者をご相談に応じます。

サービス提供が決まりましたら、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開

始します。利用内容の変更や終了についても同様にご相談下さい。

6 当ホームヘルプステーションの特徴

(1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者がもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。当法人の持つ様々な機能を生かして、利用者の在宅生活を援助します。

(2) サービス利用のために

①ホームヘルパーの変更

変更希望がありましたらお申し出ください。ご相談に応じます。

②ヘルパーへの研修

研修会、学習会等を行い、常にサービスの向上に努めています。

③サービスマニュアルの作成

訪問介護計画書等のサービスを提供するための利用者別のマニュアルを整備しております。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちはあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8 個人情報の利用と守秘義務

事業者およびサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する個人情報を、利用者の地域での生活支援、相談援助等の目的のために使用します。

また、利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を、退職時に従業者と文書で取り交わします。

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市区町村、利用者のご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 苦情処理の体制

(1) 苦情処理の体制及び手順

①利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記に記す【当センターの窓口】のとおり)

②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

* 苦情の把握について

電話・FAX・Eメール・手紙・投書箱・ボランティア等により幅広く行います。

* 検討会の開催

苦情申立て人より要望があった場合は、当法人が設置する利用者相談委員会(第三者機関)を召集し、原因分析・改善策等を協議します。

* 改善の実施

申立人に対し、苦情解決責任者、該当施設の施設長から改善策等について文書で回答し同意を得た後、苦情内容と回答を、法人内に設置する掲示板に掲示します。

* 解決困難な場合

保険者及び東京都国民健康保険団体連合会に相談します。

* 再発防止

同様の苦情・事故等が発生しないよう、受付けた苦情について、研修会で再発防止に努めると共に、法人の広報誌に掲載し、関係者や地域に配布します。

(2) 当ホームヘルプステーションの窓口

至誠ホームコミホームヘルプステーション

電話 042-548-0753 FAX 042-548-0756

受付時間は午前10時から午後4時(月曜日～金曜日)

担当: 宮本 智行 今井 紗綾

そのほか、至誠ホームには「至誠ホーム利用者相談委員会」が設置されており、意見・要望・苦情等の窓口対応をしております。

「至誠ホーム利用者相談委員会」

電話042-527-0374 FAX 042-527-2646

(3) 区市町村の相談・苦情窓口

立川市福祉保健部介護保険課介護給付係

電話 042-523-2111 (代表)

国立市健康福祉部高齢者支援課介護保険係

電話 042-576-2111 (代表)

日野市健康福祉部高齢福祉課介護給付係

電話 042-585-1111 (代表)

昭島市保健福祉部介護保険課介護保険係

電話 042-544-5111 (代表)

(4) 東京都の相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

1.1 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下の通りです。

直近の実施日：無

評価機関名：無

評価結果公表：無

1.2 感染症対策

至誠ホームコミホームヘルプステーションは、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の項目に取り組みます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

1.3 業務継続計画

至誠ホームコミホームヘルプステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

1.4 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1.5 高齢者虐待防止の推進

至誠ホームコミホームヘルプステーションでは、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、以下の項目に取り組みます。

- ① 高齢者虐待防止の指針を整備します。
- ② 高齢者虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、サービス従事者に周知徹底します。
- ③ 従事者に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的に開催します。
- ④ 上記の取り組みを適切に実施するために、高齢者虐待防止の担当者を置きます。

16 ハラスメント対策の強化

至誠ホームコミホームヘルプステーションは、適切なサービス支援環境を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービス従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

17 至誠ホームのケアサービス提供ポリシー

～利用者スタッフの信頼のルール「絆」～

至誠ホームでは、利用者の人格を尊重し、利用者が安心してサービスを利用できることを目指します。そのためにスタッフ、利用者、ご家族の信頼のルールを定め、お互いを結ぶ「絆」を大切にします。

<利用者の立場から>

1. 専門的で思いやりがあり、丁寧なケアを利用できる
2. 常に自分自身の可能性と自律が大切にされるケアを利用できる
3. スタッフとご家族、ボランティアさんの協力による心温かいケアを受けられる

<スタッフの立場から>

1. 一生懸命取り組む福祉の仕事と、心を尽くした働きが尊重される
2. 温かい雰囲気の中で、ケアの仕事に就ける事が保障される
3. 働く者の尊厳と良心を傷つける言動や行為に対しては、自らを護ることが認められる

信頼の絆は、利用者・ご家族、スタッフの「笑顔」と「ありがとう」という相手に敬意を示す態度と言葉から育まれます。お互いの立場を尊重し、お互いを大切に思う心で、共に絆を作り上げる努力を続けます。

18 法人の概要

法人名称	社会福祉法人 至誠学舎立川
代表者	理事長 稲永 勝行 常務理事・至誠ホーム長 旭 博之
法人本部所在地	東京都立川市錦町6-28-15
電話番号	042-527-7734
事業開始	明治45年
法人設立	昭和17年

至誠ホームコミホームヘルプステーション（訪問介護）

【重要事項説明書 別紙】

（１）利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の1割、2割または3割の負担で、下記の通りです。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

要介護1～5の方 訪問介護 利用料金【サービス1回当たりの利用料の例】

表の金額は特定事業所加算Ⅱが含まれた概算です。

	算定項目	単位	サービス内容	1回当たりの自己負担（円） （注1）（注2）			
				1割負担	2割負担	3割負担	
基本料金	身体01・Ⅱ	179	20分未満の身体介護	194	388	582	
	身体1・Ⅱ	268	20分以上30分未満の身体介護	291	581	872	
	身1生1・Ⅱ	340	20～30分の身体+20～45分の生活	369	737	1106	
	身1生2・Ⅱ	411	20～30分の身体+45～70分の生活	446	891	1337	
	身1生3・Ⅱ	483	20～30分の身体+70分以上の生活	524	1047	1571	
	身体2・Ⅱ	426	30分以上1時間未満の身体介護	462	924	1385	
	身2生1・Ⅱ	497	30～60分の身体+20～45分の生活	539	1077	1616	
	身2生2・Ⅱ	569	30～60分の身体+45～70分の生活	617	1234	1850	
	身2生3・Ⅱ	640	30～60分の身体+70分以上の生活	694	1388	2081	
	身体3・Ⅱ	624	60～90分未満の身体介護	676	1353	2029	
	身体3以降、身体介護30分増すごとに90ないし91単位を追加。						
	生活2・Ⅱ	197	20分以上45分未満の生活援助	214	427	641	
	生活3・Ⅱ	242	45分以上の生活援助	262	525	787	
身体介護に引き続き生活援助を行う場合、 20分以上：72単位、45分以上：144単位、70分以上：216単位を追加							
加算	初回加算（月額）	200	サービス開始月におけるサービス提供責任者の訪問（2ヶ月間利用がない後での再開時にも算定）	217/月	434/月	650/月	
	緊急時加算（要請1回につき）	100	サービス計画にない訪問を要請後24時間以内に行った場合	108	217	325	
	特定事業所加算Ⅱ	体制要件①～⑤）、人材要件①又は②）のいずれにも適合		所定単位×10%			
減算	高齢者虐待防止措置未実施	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発		所定単位数の1%減算			

項目	減算	生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合		
	業務継続計画未策定減算 (令和7年度より)	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するための業務継続計画が未策定の場合で、当該計画に従い必要な措置を講じていない場合	所定単位数の1%減算	
処遇改善	旧	介護職員処遇加算Ⅰ	※令和6年5月まで適用	所定単位×13.7% (注3)
		特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位×63% (注3)
		介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位×2.4% (注3)
	新	介護職員処遇加算Ⅰ	※令和6年6月より適用	所定単位×24.5% (注3)

(注1) 端数処理のため、実際の支払合計額は個々の料金の合計額と若干異なる場合があります。

(注2) 表の金額は、合計単位数に、地区別単価(10.84%)を掛けたものです。

(注3) (旧) 介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員特定処遇改善加算Ⅰ、介護職員等ベースアップ等支援加算、(新) 介護職員処遇改善加算Ⅰは、支給限度額管理の対象外の算定項目です。

(2) 特定事業所加算(Ⅱ) 算定要件

<体制要件>

- ① 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達を目的とした会議の定期的な開催
- ③ サービス提供責任者から訪問介護員等への利用者に関する情報や留意事項の文書等による確実な伝達、訪問介護員からの報告を受けていること
- ④ 健康診断等の定期的な実施
- ⑤ 緊急時等における対応方法の明示

<人員要件>

- ① 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。
- ② すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。

(3) 料金に関する補足事項

- ① 介護保険の訪問介護の場合は上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ② やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金

となります。

- ③ 交通費については前記3の(1)の「サービス提供地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、担当者等がお訪ねするための交通費の実費が必要です。
- ④ 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、その他消耗品、連絡に要する電話の通話料の費用は利用者のご負担になります。
- ⑤ 料金のお支払方法は、原則的に利用者の口座より自動引落となっております。毎月15日までに前月利用分の請求書を発行いたします。自動引落の期日は毎月22日(休日の場合は翌営業日)です。

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業者

所在地 東京都立川市錦町6-28-15
名称 社会福祉法人 至誠学舎立川
常務理事・至誠ホーム長 旭 博之

事業所

所在地 東京都立川市柴崎町3-18-18
事業者名 至誠ホームコミホームヘルプステーション
センター長 宮本 智行
管理者 今井 紗綾 印
事業所番号 1373001245

説明者名

印

同意書

令和 年 月 日

私は、本書面により事業所から訪問介護について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名

印

家族・代理人・成年後見人等

住所

氏名

(続き柄：) 印